

令和 7 年 9 月 2 日

令和 7 年度における独立行政法人日本学術振興会の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 7 年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

本会は、令和 7 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約について、本会の過去 3 年間の実績をふまえ、比率が 33.8%、金額が約 12 億 7,300 万円になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度の実績を上回るように努め、0.5%を目指すものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本会は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、政府が進める賃金向上推進の趣旨等も踏まえ、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札公告期間は、原則 20 日以上とし、本会のホームページ上に掲載するものとする。

さらに、一般競争入札参加予定者に対し入札説明会を開催することにより、中小企業・小規模事業者に対し情報提供するよう努めるものとする。

また、物品又は役務等の発注を行う際には、性能、規格、要件等の事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

総務部会計課の「官公需相談窓口」において、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど必要な指導・支援に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成する。また、同方式の更なる活用のため、審査項目の設定方法についての検討を行う。

4 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

5 中小企業官公需特定品目に係る受注の機会の増大

中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

また、中小企業官公需特定品及び中小工事等に係る発注に当たって、少額の随意契約による場合には、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

6 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達を推進するため、適切な対策を講ずるよう努めるものとする。

（１）低入札価格調査制度の適切な活用等

①役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格評価制度を適切に活用するものとする。

②低入札価格評価を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認する。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

（２）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申し出が円滑に行われるよう配慮するよう努めるものとする。

（３）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当でないことに留意するものとする。

7 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払い（毎月払い等）を行うよう配慮することなどに努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

本会は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目の設定に際しては、過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

2 競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格が必要ない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

3 新規中小企業者からの相談体制

総務部会計課長を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

第4 上記第1.～第3.に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本会の各部、監査・研究公正室、学術システム研究センター、学術情報分析センター及びWPI推進センターに適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、本会に推進本部を設置する。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各部、監査・研究公正室、学術システム研究センター、学術情報分析センター及びWPI推進センターに対し改善策を指示する。

推進本部

本部長：総務部長

本部員：総務部会計課長

：総務部会計課契約・経理室長

：総務部会計課契約・管理係長

：その他本部長が指名する職員

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。